

例規（監）第23号
平成28年3月28日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

山形県公安委員会審査請求手続規程の運用について（例規通達）

山形県公安委員会審査請求手続規程（平成28年3月県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）の細目的事項を下記のとおり定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「山形県公安委員会に対する不服申立てに関する規程の運用等について」（平成17年5月9日付け例規（監）第26号）は、平成28年3月31日限り、廃止する。

記

1 事務担当課

規程第3条第1項に規定する審理官の指名、規程第4条の規定による書類その他の物件の受理その他審査請求に関する事務処理は、警務部監察課（以下「監察課」という。）が行うものとする。

2 審理官関係

(1) 規程第3条第1項に規定する審理官の指名は、審査請求がなされた都度行うものとする。

(2) 規程第3条第6項に規定する審理経過調書に記載すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 審査請求の件名、審査請求の日時並びに審査請求人の氏名及び住所

イ 審査請求の要旨

ウ 参加人の氏名及び参加の趣旨

エ 処分庁等（審査庁が処分庁等である場合を含む。）の弁明の要旨

オ 審査請求人の反論及び参加人の意見の要旨

カ 口頭意見陳述の要旨及び補佐人の氏名

キ 参考人の陳述及び鑑定、検証並びに審理関係人への質問の要点

ク 審理官の職名及び氏名

(3) 審理官は、審理経過調書に、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件であって裁決等に当たって参考とする必要があると認められるものを添付し、裁決等を受けるものとする。

3 公安委員会への報告

警務部監察課長は、審査請求を受理したときは、審査請求受理簿（別記様式）により山形県公安委員会に報告するものとする。

4 警察署における受理

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に

より処分庁等たる警察署長を経由して審査請求がなされたときは、当該警察署長は、当該審査請求に係る事務を所掌する係にこれを受理させるとともに、同条第2項に規定する審査請求書又は審査請求録取書を直ちに監察課へ送付しなければならない。

5 手数料関係

- (1) 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定による手数料の納付方法は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第47条第1項に規定する納入通知書による方法とする。
- (2) 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による審査庁が定める送付に要する費用の納付方法は、郵便切手による納付とする。

（担当）調査官（訟務担当）

別記様式

審査請求受理簿

受理年月日	年 月 日
審査請求人の住所	
職業、氏名及び年齢	
審査請求に係る処分 及び処分年月日	
審査請求の件名	
備考	